

事業者の定める算定方法一覧表

事業者名 旭川ガス株式会社（旭川地区）

収益・費用・資産の項目	算定方法	算定方法を定める理由
(費用) 供給販売費	ホルダー費用を託送費用とする。	ホルダー費用は、導管の圧力制御に関する費用であり、託送供給に関連する費用であるため。
(費用) 供給販売費・消耗品費	小口特定費用の消耗品（ガスメーター）を託送費用に加算。	小口特定費用のうちの消耗品（ガスメーター）も託送供給に関連する費用であるため。
(資産)	託送資産の算定において、ホルダー資産を加算。	ホルダー資産は、導管の圧力制御に関する資産であり、託送供給に関連する資産であるため。

事業者の定める算定方法一覧表

事業者名 旭川ガス株式会社 (江別地区)

収益・費用・資産の項目	算定方法	算定方法を定める理由
(費用) 供給販売費	ホルダー費用を託送費用とする。	ホルダー費用は、導管の圧力制御に関する費用であり、託送供給に関連する費用であるため。
(費用) 供給販売費・消耗品費	小口特定費用の消耗品 (ガスメーター) を託送費用に加算。	小口特定費用のうちの消耗品 (ガスメーター) も託送供給に関連する費用であるため。
(資産)	託送資産の算定において、ホルダー資産を加算。	ホルダー資産は、導管の圧力制御に関する資産であり、託送供給に関連する資産であるため。